

北区における町会自治会の加入促進に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北区支部（以下「乙」という。）、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城北支部（以下「丙」という。）及び東京都北区町会自治会連合会（以下「丁」という。）は、相互に連携・協力し、次に掲げる目的を推進するため、本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、安全・安心で住みよいまちの実現のため、地域コミュニティの根幹である町会自治会への加入促進に関して、甲、乙、丙及び丁が相互の協力関係を構築し、地域のきずなづくりや地域の活性化と発展に資することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達するために、次に定める事項を行う。

- (1) 甲は、町会自治会への加入促進のチラシ等の作成や、それぞれの団体に対する必要な支援
- (2) 乙及び丙は、住宅販売及び賃貸住宅・事務所・店舗の管理、仲介等の契約時におけるチラシの配付等による町会自治会への加入の働きかけ
- (3) 丁は、町会自治会への加入促進への働きかけ

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。

2 この協定書の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかから協定を更新しない旨の書面の意思表示がない限り、有効期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

（その他）

第4条 この協定書に定めのない事項及び内容を変更する事項については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年1月19日

甲 所在地 北区王子本町1-15-22

名称 東京都北区

代表者 区長 花川 與惣太 印

乙 所在地 北区豊島1-1-11 柴田ビル101

名称 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北区支部

代表者 支部長 小林 勇 印

丙 所在地 板橋区仲宿54-10

名称 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城北支部

代表者 支部長 目黒 歳章 印

丁 所在地 北区王子1-11-1

名称 東京都北区町会自治会連合会

代表者 会長 齋藤 邦彦 印